

○上毛町資源物集団回収奨励金交付要綱

平成17年10月11日

告示第34号

(目的)

第1条 この告示は、資源物の集団回収を実施する団体に対し奨励金を交付し、ごみの減量化及び資源の有効利用並びに町民のリサイクル意識の高揚を図ることを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 奨励金の交付対象となる団体は、資源物の集団回収を継続的に実施する町内の子ども会、老人会、婦人会、自治会その他各種団体等の営利を目的としない団体で町長が認めるものとする。

(交付対象品目)

第3条 奨励金の交付対象となる資源物は、古紙類（新聞、ダンボール、雑誌等）及び古布とする。

(回収団体の登録)

第4条 奨励金の交付を受けようとする団体（以下「回収団体」という。）は、資源物集団回収団体登録申請書（様式第1号）を町長に提出し、登録を受けなければならない。

(回収業者の登録)

第5条 回収団体の回収した資源物を引き取ろうとする者（以下「回収業者」という。）は、資源物回収業者登録申請書（様式第2号）をあらかじめ町長に提出し、登録を受けなければならない。

(報告書の提出)

第6条 回収団体は、集団回収の都度、資源物集団回収実績報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(奨励金の額)

第7条 奨励金の額は、別表の額とする。ただし、当該金額に10円未満の端

数があるときは、その端数は切り捨てる。

(交付申請)

第8条 奨励金の交付を受けようとする団体は、資源物集団回収奨励金交付申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、奨励金を交付すべきものと決定したときは、資源物集団回収奨励金交付決定通知書（様式第5号）によりその旨を申請者に通知する。

(奨励金の返還)

第10条 町長は、この告示及び別に定める規定に違反した団体又は不正な手段によって回収した実績に基づき奨励金の交付を受けた団体に対し、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の大平村資源物集団回収奨励金交付要綱（平成12年大平村要綱第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第7条関係）

品目		奨励金
古紙	新聞	1 kg当たり 5円
	ダンボール	1 kg当たり 5円
	雑誌等	1 kg当たり 5円
古布		1 kg当たり 5円

様式第1号(第4条関係)

資源物集団回収団体登録申請書

年 月 日

上毛町長 様

団体名
代表者住所
氏名
電話番号



上毛町資源物集団回収奨励金交付要綱第4条の規定に基づき申請します。

実 施 計 画	
実施開始日	年 月 日
実施方法	年 回実施予定
団体構成員数 又は世帯数	人 世帯
奨励金振込先	銀行 店
	農協
	口座番号(普・当)
	口座名義(ふりがな)

様式第2号(第5条関係)

資源物回収業者登録申請書

年 月 日

上毛町長 様

住 所
業者名
代表者
電話番号



上毛町資源物集団回収奨励金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

1 資源回収業を始めた年月日

年 月 日

2 添付書類

古紙の再生処理業持込み量の契約の写し

様式第3号(第6条関係)

資源物集団回収実績報告書

年 月 日

上毛町長 様

団体名

代表者住所

氏名



年 月 日に資源物集団回収を実施しましたので報告します。

品	目	数	量	単	価	金	額
古	新		kg		円		円
	開						
	ダンボール		kg		円		円
紙	雑誌等		kg		円		円
古	布		kg		円		円

上記のとおり買い上げました。

登録業者 住 所

業者名

代表者



様式第4号(第8条関係)

資源物集団回収奨励金交付申請書

年 月 日

上毛町長 様

団体名

代表者住所

氏名



資源物集団回収を次のとおり実施しましたので、上毛町資源物集団回収奨励金交付要綱第8条の規定に基づき奨励金の交付を申請します。

実施月日	年 月 日まで
実施回数	回
回収総量	古 紙 kg
	古 布 kg
	交付決定額 円

※ 太枠には記入しないでください。

様式第5号(第9条関係)

資源物集団回収奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

上毛町長 

年 月 日付けで資源物集団回収奨励金交付申請のあった上毛町資源物集団回収奨励金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

奨励金交付決定額 円

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)